

新型コロナウイルス感染対策にかかる学校の対応について

令和4年6月16日版

十全看護専門学校

和田智恵子

I. 同一世帯内で感染者が発生した場合の対応

- (1) 濃厚接触者の特定や待機期間については、保健所からの指示に従う。
- (2) 同一世帯内で感染者が発生し、本校学生が濃厚接触者に特定された場合の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）または当該感染者の発生等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅いほうを0日目として、7日間（8日目解除）（出席停止）とするが、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査の結果、無症状で陰性を確認した場合は、結果が出た翌日より登校可能とする。（周辺地域の感染状況により変更となる場合がある。）

0日	1日	2日	3日	4日及び5日	6日	7日	8日	
当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）または当該感染者の発生等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅いほう（陽性と判定された日）	出席停止				抗原定性検査キットを用いた検査実施で陰性の確認	登校可能		
	検査しない場合	出席停止				登校可能		

※ 参考資料：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（令和4年3月16日付）

II. 同居家族が濃厚接触者と特定された場合の対応

同居家族が濃厚接触者と特定され、無症状の場合、学生本人は、

- ① 家庭内での感染対策を十分講じたうえで、登校可能とする。
- ② 登校初日から2週間は登校・授業中のマスク着用、手洗い、3密を避けた行動を厳重に行い、朝夕に健康観察を実施する。症状があれば、I-(2)に準ずる。
- ③ 昼食については、離れて別行動とする。

※ 濃厚接触者と特定された同居家族に対して、保健所からの指示があった場合は、指示に準ずる。

### Ⅲ. 県外との往来について

1. ワクチン接種（3回）状況確認したうえで、体調不良なければ登校可能とする。

県外との往来について、事前事後に担任へ報告する。

県外から帰宅した最終日を0日として2週間は朝夕の健康観察と行動歴の確認を実施する。

1. ワクチン未接種の学生は、PCR検査（自費）を実施、陰性を確認した結果で登校可能とする。
2. ワクチン未接種の学生は、PCR検査（自費）未実施の場合、2週間の出席停止とする。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6～13日	14日	15日
県外から帰宅した最終日	1. ワクチン接種（3回）済	登校可能						
	ワクチン未接種の場合	2. PCR検査実施	陰性の確認	登校可能				
	3. 検査しない場合							登校可能

※ 図表内の矢印は、出席停止期間（黄色）と登校可能期間（青）を示しています。

※ 臨床実習施設の実習受け入れについては、実習施設の感染対策に沿うものとする。

※ I. II. III. いずれの場合も、登校可能となった場合、登校時に、下記の書類を提出してください。

1. 移動報告書（様式4）
2. 出席停止期間中の健康観察票（様式5）
3. 行動履歴票（様式6）

以上